

各部長

各課（局・所）長 殿

企 画 部 長

平成27年度予算編成方針について（通知）

このことについて、富谷町財務規則第9条の規定に基づき、町長の命を受けて平成27年度予算編成方針を定めたので通知する。

なお、平成27年度予算編成は、昨年度同様「平成27年度予算編成 町長基本方針」に基づき、部制のメリットを最大限活かした予算措置を行うとともに、平成28年（2016年）の確実な市制移行を視野に入れた予算編成にあたるものとします。

1 日本経済の状況及び国の予算編成の動向

◆景気は、このところ弱さがみられるが、緩やかに回復基調が続いている

我が国の経済は、「このところ弱さがみられるが、緩やかに回復基調が続いている」とされている。

先行きについては、当面、弱さが残るものの、雇用・所得環境の改善が続くなかで、各種政策の効果もあって、緩やかに回復していくことが期待される。ただし、消費税引き上げに伴う駆け込み需要の反動の長期化や海外景気の下揺れなど、わが国の景気を下押しするリスクに留意する必要がある。

このような中、政府においては、大震災からの復興を加速させるとともに、デフレからの脱却を確実なものとし、持続的な経済成長の実現に全力で取り組むとしている。

経済財政運営と改革の基本方針について（平成26年6月24日閣議決定）によれば、平成27年度予算編成に向けた基本的な考え方として、「地方自治体が自らの将来を見据え、社会構造の変化に円滑に対応できるような環境整備や地方財政の健全化に向けた取り組みを加速して進めていく。また、地方交付税において、地域経済活性化の財政需要を算定する地域の元気創造事業費を通じて、頑張る地方を息長く支援する」としている。しかしこれらは、国庫補助負担金の整理統合や、地方公務員給与削減等に基づいた地方財政計画を前提としていることに注意し、引き続き、国の動向を注視していく必要がある。

2 地方行財政の現状と富谷町の状況

◆健全財政を継続しているが、一般財源の捕捉に注意

安倍内閣は、相互に補強し合う関係にある「大胆な金融政策」、「機動的な財政政策」、「民間投資を喚起する成長戦略」を「三本の矢」として、これまでと次元の異なるレベルで強力で推進していく新たな経済政策（アベノミクス）に一体的に取り組んできた、としている。

また、「社会保障・税一体改革大綱」（平成 24 年 2 月閣議決定）いわゆる社会保障と税の一体改革についても、平成 26 年 4 月から消費税が 8%に引き上げとなった。平成 27 年 10 月には、さらに 10%への引き上げも予定されている。消費税の引き上げは、家計や企業の負担増に直接つながるため、町民の生活や町内企業への影響について十分に注意を払う必要がある。

このような状況の中、本町の財政状況は、町長訓示にもあったように、平成 25 年度決算において、4 年連続 100 億円を超える決算規模となった。実質収支においては 4 億 3,796 万 3 千円の黒字決算となり、2 億 2 千万円を財政調整基金に決算積立し、健全な財政運営を継続している。

これまで、予算時における財政町政基金の取り崩し予定額を、決算時には必要最小限に留める財政運営を行っているが、収入の根幹をなす町税収入については、大幅な増加が見込めない厳しい状況が予想され、普通交付税を含めた一般税源の捕捉に注意を払う必要がある。

3 予算編成基本方針

◆町長町政運営方針を第一義に考え対処すること

平成 27 年度の予算編成については町長方針で示された予算編成ポイントを全職員共通理解し「幸せを実感でき 笑顔輝く あったかい富谷」の実現、そして、2016 年の確実な市制移行に向けて取り組むものとする。

町長方針を補足する方針は以下のとおりとする。

- (1) 総計予算主義の原則に従い、年度内のすべての収入と支出を見積り計上すること。
- (2) 事務事業の必要性について厳正に精査し、既に役割・使命の終えた効果・成果が希薄な事業はスクラップアンドビルドの視点から検討を行い、確実な市制施行を見据え町民の信頼を損なうことのないようにすること。
- (3) これまでの議会对応、監査委員からの指摘事項についても漏れなく検討を行い、決算不用額の精査、事業効果・成果を精査した上で、町長町政運営方針を第一義に考え対処すること。
- (4) 特別会計・企業会計についても、編成方針に沿って編成することとするが、その会計設置の趣旨や、国県の動向を把握した上で、安易に一般会計からの繰入に依存しないこと。
- (5) 消費税増税等、社会保障と税の一体改革など、今後見込まれる制度改正については国政の動向を十分注視し情報収集に努め、歳出予算への計上及び手数料の適正化など時期を逸しない対応とすること。

(6) 歳入確保と税等の徴収強化

町税、保険料、各種料金の未収金対策を進め、町民に不公平感を抱かれぬよう徴収率の向上に努めること。

(7) 権限移譲の推進

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」いわゆる地方分権一括法に基づく権限移譲が進んでいる。新年度以降、新たに県の権限が法律に基づき基礎自治体へ移譲される項目に注意を払い、市制移行を見据えた移譲事務に関する予算措置と情報収集に努めること。

4 重点施策

◆オータムレビューの具現化と後期基本計画の初年度

(1) オータムレビューの具現化

総合計画に定める、目指す町の将来像に基づき、「オータムレビュー（主要課題調整会議）」において協議し、予算措置が決定した経費は漏れなく計上すること。

幸せを実感でき 笑顔輝く あったかい富谷

将来像1 : 子どもたちのための教育環境と未来を創り出すまち

すべての世代が生き生きと暮らせるまちづくり

将来像2 : 豊かな自然環境と活力ある地場産業を自慢と誇りにできるまちづくり

将来像3 : 町民と町が直接つながるあったかいまちづくり

(2) 重点施策達成のための体制整備

これまで、緊急性・重要性により縦割り行政を排した横断的な取り組み（プロジェクトチーム等）を行い、部制による弾力性の高い体制整備が図られている。

しかしながら、重点施策を達成し、町民から信頼される成果をあげるためには、適切かつ重点的な体制整備が必要なことから、予算措置と併せて人員配置についても、査定作業の中で協議する予定であること。

(3) 積極的な情報公開

予算、決算等の一連の業務については、町政懇談会や広報とみや別冊、ホームページ、行政実績報告の内容見直し等、各種取り組みを行っており、継続的に取り組みを進めるものとする。

(4) 市制移行を踏まえた事務事業の推進

地方分権一括法による権限移譲への適切な対応のほか、市制移行時に移譲される事務についても各部長を中心に情報を収集し、併せて、市制移行推進会議との連携を図りながら市制移行への基盤整備に努めること。

5 予算編成要領（留意事項等）

当該通知以外で必要と思われる事項については、企画部財政課より別途通知するものとする。